

## 変更した景観計画を4月1日(水)から運用します

国土都市計画課 ☎・☎(582)1132 ☎(582)6947

景観計画は、景観行政団体が景観に関するまちづくりを進める基本的な計画として、景観法に基づき景観形成に関わる整備の方針・基準などを定めるものです。この計画により、一定規模以上の建築物や工作物の新築、増改築などの際には景観計画に基づく届出が必要です。

守山市景観計画は、本市固有の景観を守り、育て、創るために平成20年に策定しましたが、計画策定から10年経過したため、現状の課題や時代の変化に対応した見直しを行いました。

変更した計画の運用を4月1日(水)から開始しますので、建築物や工作物の新築、増改築の際には、届出が必要か確認のうえ、良好な景観形成の推進のためにご協力をお願いします。詳しくは市ホームページをご覧ください。か上記へお問い合わせください。



### 変更事項

#### ①中山道軸の景観形成基準などの変更

中山道沿いが対象となっている中山道軸について、中山道らしい景観形成のさらなる推進を図るため、景観形成基準などの一部見直しを行いました。

#### ②太陽光発電設備などを届出対象に追加

近年、設置が増加している太陽光発電設備および機械式駐車場を新たに届出対象にしました。

#### ③沿道景観軸の届出対象規模の変更

幹線道路沿いが対象となっている沿道景観軸について、これまでは規模の大きい建築物・工作物が届出対象でしたが、戸建て住宅規模の建築物でも届出対象にしました。

#### ④事前協議対象行為の変更

事前協議の対象規模を一部変更するとともに、提出期限を行為着手の60日前に設定しました。

## 児童扶養手当額が4月分から変わります

国土こども家庭相談課

☎(582)1159 ☎(582)1138

児童扶養手当の手当額は、児童扶養手当法などに基づき、物価が上昇すれば増額し、物価が下落すれば減額する仕組み(自動物価スライド制)になっています。

今回の額改定は、令和元年全国消費者物価指数が前年比プラス0.5%であったことを踏まえ、令和2年度の手当額を0.5%引き上げるものです。

区分		4月以降の金額(月額)
本体額 (1子目)	全部支給	43,160円
	一部支給	43,150円~10,180円
第2子 加算額	全部支給	10,190円
	一部支給	10,180円~5,100円
第3子 以降 加算額	全部支給	6,110円
	一部支給	6,100円~3,060円

※一部支給額は、所得額などに応じて決定されます。

## 「ヘルプカード」を無料配布します

障害福祉課

☎(582)1168 ☎(581)0203

ヘルプカードは義足や人工関節を使用している人、内部障害や難病、妊娠初期の人など、配慮が必要だが外見ではわかりづらい人が、周囲の人に配慮や援助を必要としていることを知らせ、万が一の際に周囲の人に知ってほしい情報を記載できる機能と、携帯のしやすさを兼ね備えたカードです。

市ではこのヘルプカードを作成し、希望者に無料で配布します。また、市ホームページからのダウンロードもできます。

配布場所 障害福祉課

【自由記述欄】		あなたの支援が必要です <b>ヘルプカード</b>	
〒020-0000 岩手県守山市		岩手県守山市	
氏名	住所	障害や病気の名称と持ちよう	飲んでいる薬
生年月日 (年 月 日)	性別 (男・女)	血液型 (型別)	アレルギー等
緊急連絡先	名刺等: 電話番号: 読んでほしい人の名前:	かかりつけ 医療機関	備考: 電話番号: (住所: )